

**記入例 2** 所得税で総合課税とした配当等を住民税では分離課税とする場合  
(譲渡等なし)

(特別区民税・都民税申出書)

住民税での該当年度

令和3年度 ( 令和2 年10月31日 )

確定申告書の年分

申告書を提出する方

申出者 住所 練馬区豊玉北6-12-1  
氏名 練馬 太郎 続柄 本人  
電話 03-3993-1111

納税義務者本人

納税義務者 住所 練馬区 豊玉北6-12-1  
氏名 練馬 太郎

注意事項:ご提出にあたっては、特定口座年間取引報告書等(コピー可)を添付してください。  
税務署へ提出済の場合は、その旨を記載してください。

確定申告した内容を記入してください。

○確定申告した(予定含む)上場株式等の所得

	総合課税分	分離課税分	住民税の源泉徴収税額
上場株式等の配当所得等	200,000 円		10,000 円
上場株式等の譲渡所得等			

年間取引報告書や支払通知書などの資料を確認し、源泉徴収されている住民税額(確定申告書第二表配当割額控除額)を記入してください。

対象となる上場株式等の配当所得等及び譲渡所得(所得税分含む)と住民税5%の合計20.315%の税額を課税しているものとなります(所得税20.42%を源泉徴収されているものは対象ではありません)。(注意)上記の表の住民税の源泉徴収税額の記載誤りなどがあり、上場株式等の所得と判断がつかない場合は、確定申告書の内容で住民税を課税することがあります。

申告方法

所得税と住民税で課税方式を変更する場合は2に○をつけて

1 上記の通り申告してください。住民税では申告いたしません。

2 上記の確定申告した(予定含む)上場株式等の所得について、住民税では下記の所得といたします。

	総合課税分	分離課税分	住民税の源泉徴収税額
上場株式等の配当所得等		200,000 円	10,000 円
上場株式等の譲渡所得等			

2は以下の例の場合に使用します。

例 ・確定申告で分離課税した配当所得を住民税では総合課税で申告

**【参考】** 2に○をつける場合は以下のような場合になります。

- ・所得税と住民税で課税方式を変更する場合(総合課税 分離課税、分離課税→総合課税)  
※分離課税でしか申告できない配当等があるのでご注意ください。
- ・確定申告(所得税で申告)した上場株式等の所得等の一部を住民税では申告不要とする場合
- ・総合課税で上場株式等の配当等と一般配当の両方を申告している場合(住民税が源泉徴収されていない一般配当は申告不要を選択することはできないので所得は算入になります)